

(土木建築部施設整備課 一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年8月8日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 役務の種類

施委第17-25号 県庁舎別館エレベーター保守点検業務委託

詳細は「施委第17-25号 県庁舎別館エレベーター保守点検業務委託仕様書」のとおり

(2) 予定価格

月額 269,060円 (消費税及び地方消費税額を含む)

(3) 委託期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 業務の概要

県庁舎別館のエレベーターについて、保守点検を行い、機能維持、安全性の確保を図る。

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

この入札については、大分県共同利用型電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準(物品・役務)による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(3) 破産法(平成16年法律第75条)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)

(4) 県庁舎等維持管理業務の委託に係る入札参加資格を得ている者のうち、エレベーター設備保守管理業の登録を受けている者であること。

(5) 昇降機等検査員資格者が在籍する者であること。

(6) 令和2年度以降において、次のエレベーターの規格(制御方式・速度)と同等以上

の昇降機の保守を元請で契約し、競争参加資格証明資料提出期限の日までに自ら履行した実績を有する者であること。

- ・ 交流可変周波数制御であること
- ・ 速度 105 m/分以上であること

(7) この公告の日から下記 8 に掲げる開札までの間に、県庁舎等維持管理業務の委託に係る入札参加資格（エレベーター設備保守管理業）を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 大分県共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

システム利用できない場合は、入札説明書「7 入札の方法」に定める手続きによること。

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム上に令和 7 年 9 月 8 日（月）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 大分県共同利用型電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

6 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間等

(1) 入札参加申請並びに競争参加資格証明資料提出期限

この公告の日から令和 7 年 9 月 3 日（水）午後 5 時まで

(2) 入札金額の入力期間

入札参加承認の日から令和 7 年 9 月 8 日（月）午後 5 時まで

紙により入札書を提出する場合は、入札説明書「7 入札の方法」に定める手続きにより事前に承認を受け、発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。

(3) 入札金額

消費税及び地方消費税額抜きの月額金額を入力すること。

7 競争参加資格証明資料の提出

入札参加申請と併せて、上記 3 (6) の事項を証明する資料を次の (1) から (3) により提出すること。

(1) 提出書類

① 委託契約書の写し

(注)

・委託期間の終期が令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 2 日までの間であるものに限る。

・委託契約書により委託業務にエレベーターの保守業務を含むことが確認できない場合は、これが確認できる資料をあわせて提出すること。

② 上記①の契約における保守対象が 3 (6) に記載の規格のエレベーターであることが確認できる書類（委託仕様書など）

③ 配置予定点検技術員の所持している昇降機等検査員資格者証の写し

(2) 提出方法

大分県共同利用型電子入札システム（ファイル容量 3 MB まで）、持参、郵送又はファックスのいずれかの方法により提出すること。

なお、ファックスによる提出の場合は、送信した旨を電話連絡すること。

(3) 提出先

下記「15 契約に関する事務を担当する部局の名称」に記載の所属あて

8 大分県共同利用型電子入札システムによる開札場所、日時等

(1) 開札場所

大分県土木建築部施設整備課（新館 6 階）

(2) 開札日時

令和 7 年 9 月 9 日（火）午前 10 時 10 分

(3) 再度入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札金額の入力期間、開札日時及び最低入札価格を別途通知するものとする。

9 入札保証金に関する事項

免除とする。

10 契約保証金に関する事項

免除とする。

11 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

12 最低制限価格の設定

無

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。

14 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。

15 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県土木建築部 施設整備課 企画調査班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電 話 097-506-4713
ファックス 097-506-1780